

【報告事項 2】

弔慰金規程の一部改正報告

本会の運営に関わる規程の一部について、八王子市町会自治会連合会会則第12条に基づき、令和6年4月9日の常任理事会で審議し了承を得たので、次のとおり報告します。

改正理由

規程第1条に規定する「町会長等」に対する見舞金、弔慰金対象者の範囲及び対象事案を拡大する。

改正点

1. 規程第1条の見舞金、香典・生花の文言を第1項と第2項に分割し整理する。
2. 規程第2条の見舞金対象事案を拡大し、規定第3条の配偶者の規定と共に第1条に統合する。
3. 規程第2条の見舞金金額の決定者を変更する。
4. 規程第2条における本会役員の職にある者への香典金額の見直し。
5. 規定第4条を第3条に改める。

弔慰金規程（改正後）

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及び会則第5条に規定する本会役員の職にある者（以下「町会長等」という。）が次に該当するときには、見舞金を贈ることができる。

- (1) 不慮の災害により、現居住家屋並びに生計を維持するために必要な建物等の焼失又は損壊。
- (2) 本会及び出向先主催事業等に起因又は参加を目的とした移動中の傷病及び物損。

2 前項に規定する町会長等及びその配偶者が死亡した場合、又は会長が特に必要と認めた場合は香典・生花を贈ることができる。

第2条 前条に規定する見舞金及び弔慰金の内容は次のとおりとする。

- (1) 見舞金は、損害等の程度により会長又は三役会で協議の上金額を決定する。
- (2) 弔慰金は、1万円の香典及び生花1基とする。ただし、本会役員の職にある者が死亡した場合は、2万円の香典及び生花1基とする。なお、状況により香典のみとすることもできる。

第3条 連絡方法については次のとおりとする

- (1) 当該町会・自治会・管理組合は、地区連合会長に連絡をする。
- (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
- (3) 事務局長は、会長、副会長等に連絡し指示を受ける。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成19年3月13日に改正し、施行する。
3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
4. 平成28年3月8日に改正し、施行する。
5. 令和6年5月26日に改正し、施行する。